

1人暮らしなどの重度障害者のヘルパー制度である重度訪問介護はヘルパーが24時間3交代でつきっきりになる制度です。重度訪問介護のヘルパーは外出もつきっきりで行います。特定(2~3人)の重度障害者の介護を常勤で長く介護するので、ベテランです。重度訪問介護のヘルパーは、現在、障害者の指示のもと手足の代わりになって、たんの吸引を訪問医や訪問看護との連携のもと、うまく安全に行っていることは、第一回と二回の資料でお示しました。

経管栄養は水分補給がちよくちよく必要な人は1日に5回も6回も注入開始があります。いつ水分補給が必要かは、健常者がそうであるように本人の訴えによります。

現在、検討されている内容は、経管栄養の注入開始時は看護師がおこない、開始後はヘルパーが見てもいいというもののようです。(今年4月に老人ホームで介護職員に解放された範囲と同一です)。しかし、施設では可能なことも在宅では不可能になります。

北海道A市では、1人暮らしで24時間体制で介護保険と自立支援法のヘルパーを使っていたALSのBさんが、障害の進行で呼吸できなくなって緊急入院して呼吸器と胃ろうをつけました。当然また家に戻る希望でしたので、市の障害福祉課は介護保険で埋まらない時間は重度訪問介護で埋めて毎日24時間ヘルパーが付き添う体制にすることを決めました。介護体制は整ってヘルパー事業所もケアの研修を終え、ケアマネも準備万端だったのです。ところが市の介護保険課から「胃ろうは医行為だからヘルパーがやってはいけない」と言われ、市の障害福祉課も「重度訪問介護の支給決定を出さない」と言いだし、ALSのBさんは家に帰りたいのに、病院から家に帰れなくなりました。

訪問看護は制度上は1日3回使えますが、実際はA市のように全ての訪問看護事業所にあたって、最大週4回しか訪問できません。そこで自費で看護師を雇えないかと求人ナーバンクと職安に出しましたが、時給を高くしても1人も応募がありませんでした。

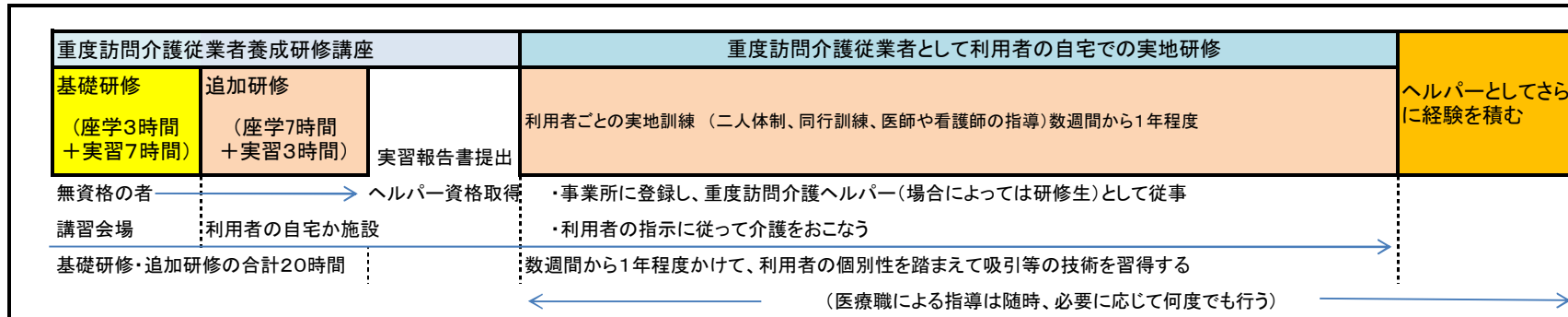
今も家に帰りたいと本人は言っていますが、帰れないでいます。どこの地域でも看護師が慢性的に不足しています。

検討されている内容では、地域で社会参加して暮らす障害者は看護師を自分用に雇わなければクリアできないので、私を含む重度障害者が地域で暮らせなくなりますから容認できません。重度訪問介護のヘルパー利用の障害者で、障害者が介護水準を監督・改善でき、重度訪問介護ヘルパーに自分の代行行為として容認した場合は、ヘルパーは家族と同等の扱いをすべきです。重度訪問介護の制度を利用している間に、生存に必要なケアはすべてヘルパーで行えるようにしてください。

新しいヘルパーが入るたびに、こんなにも長時間講師として看護師を確保することは、どの重度訪問介護事業所でも無理です。これが制度化されると、全国の今やれているすべてのヘルパー事業所もできなくなり、ますます呼吸器を着けられなくなります。1人1人状況が違うので、具体的な研修カリキュラムは決めるべきではなく、障害者本人が医師等の意見を聞きながら、ヘルパーの実習が満足いく水準になったことをもって、自分で判断して、よしとすべきです。

# NPO法人さくら会提出

## 障害者自立支援法の重度訪問介護従業者養成研修(20時間)を用いた介護者養成のプロセス



	目的	対象受講者	研修内容	研修期間	研修方法	
重度訪問介護従業者養成研修講座	全身性障害者(日常的に吸引、経管栄養等の介助が必要な者を含む)の介護者を養成し、自立支援法の重度訪問介護の枠組みで利用する重度訪問介護による長時間の「見守り」や外出支援により、上記全身性障害者の安全と社会参加を支援する。同居家族の介護負担も軽減する。	重度訪問介護従業者(ヘルパー)としての資格取得を希望する者。	地域で暮らす全身性障害者の日常生活に必要な介護技術と援助の考え方、たんの吸引方法、食事介助、ヒヤリハット、意思伝達の方法など多岐に渡る。	講座研修 【基礎研修(座学10時間)】+【追加研修(実習10時間)】	医療職及び介護職による、医療を必要とする重度障害者の介護技術の講義及び実習	
重度訪問介護従業者として利用者の自宅での実地研修		重度訪問介護従業者養成研修終了後に、人工呼吸療法者を含む全身性障害者の介護に実際にあたる者。	全身性障害者の個別の介護ニーズを尊重するために、利用者ごとに実習を行う。ベテランヘルパーも新規利用者には同様のOJTを行う。	実地研修 (数週間から1年程度。個人差がある)	(1) 病院や診療所医師や訪問看護師による指導(医療に関する講義や演習を必要に応じて何度でも。1回1時間から2時間程度)	(2) 利用者本人からの指示を受けながら行う実地研修、事業所ヘルパーによる同行訓練(障害当事者とのコミュニケーションが確立された後、介護に必要なすべての技術。数週間から1年程度で個人差がある。このうちたんの吸引及び経管栄養は、1回1時間を5回程度)

\* 重度訪問介護従業者として利用者の自宅での実地研修は、個別の利用者ごとに実施する。特に研修方法の(1)は必要に応じて何度でも行う。医療職の協力体制が重要である。

\* たんの吸引及び経管栄養は、介護現場で時間をかけて利用者ごとに習熟するようにする。

【NPO法人さくら会】 重度訪問介護従業者養成研修  
 (人工呼吸療法を受ける者のケアを対象にしたカリキュラム例)

1 重度訪問介護従業者養成研修 (基礎課程)

区分	科 目	時間	内 容	講師
講義	重度の肢体不自由者の地域生活に関する講義	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者（児）福祉の背景と動向</li> <li>・ 障害者自立支援制度の種類、内容とその役割</li> <li>・ 重度訪問介護の制度とサービス</li> <li>・ 重度訪問介護利用者の障害・疾病、心理、地域生活、社会生活についての理解</li> <li>・ 福祉業務従事者としての倫理</li> <li>・ 居宅介護においてとるべき基本態度</li> <li>・ 利用者の人権</li> </ul>	障害学講師・事業所管理者・その他の適任者
	基礎的な介護技術に関する講義	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護の目的、機能と基本原則</li> <li>・ 介護ニーズと基本的対応</li> <li>・ 福祉用具の基本知識と活用等についての理解</li> </ul>	介護福祉士・その他の適任者
演習	基礎的な介護技術に関する講義(追加研修へ、1.5時間)	1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ALS特有の介護技術（衛生管理を含む）と呼吸管理に関する演習（吸引演習）</li> </ul>	看護職・介護福祉士・その他の適任者
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度の肢体不自由者への介護の際の留意が必要な支援技術についての理解</li> <li>・ 重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法及びその技術についての理解</li> <li>・ 基本介護技術を含めて、5時間のうち2.5時間を超えない範囲で、基礎的な介護技術についての演習に代えることができる。</li> </ul>	ケアの現場
	外出時の介護技術に関する実習	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外出時の付き添い方法についての理解</li> <li>・ 介護の際に留意が必要な支援技術の習得</li> <li>・ 2時間のうち1時間を超えない範囲で、外出時の介護技術についての演習に代えることができる。</li> </ul>	ケアの現場
合計		10		

2 重度訪問介護従業者養成研修（追加課程）

区分	科 目	時間	内 容	講師
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法 風邪、発熱、腹痛、火傷、骨折、食中毒等 ※バイタルサインの発見方法を含む</li> <li>・ 感染症の理解と予防 MRSA、B型肝炎、疥癬、梅毒等</li> <li>・ 医療関係制度の基礎知識</li> </ul>	医師・看護師
		1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅看護方法の理解</li> <li>・ 身体の観察 観察の視点、体温測定、血圧測定等</li> <li>・ 薬の飲ませ方と保管</li> <li>・ 特別な処置 吸引、吸入、浣腸、排便等</li> </ul>	医師・看護師
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文字盤、意思伝達装置等の演習</li> <li>・ スイッチの調整の必要性</li> <li>・ コミュニケーションの個別性について</li> </ul>	介護福祉士・OT・PT・その他の適任者
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケアに関する注意事項</li> <li>・ 看護と介護の連携と分担</li> <li>・ ヒヤリハット</li> <li>・ 緊急時の対応</li> <li>・ 家族との関係</li> </ul>	管理者 看護師・介護福祉士・その他の適任者
講義・演習	在宅人工呼吸療法に関する知識	1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吸引、経管栄養、人工呼吸療法に関する講義と演習</li> </ul>	看護師
実習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3	<p>指定重度訪問介護における実習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度の肢体不自由者の介護を体験する。</li> <li>・ 在宅等で生活する障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場（1か所以上）で実習を行うこと</li> </ul>	ケアの現場
合計		10.5		